

○ 総務省告示第三十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年一月三十日

総務大臣 林 芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後				変更前			
第2表 周波数割当表 〔1～7 略〕				第2表 周波数割当表 〔1～7 同左〕			
第2表 27.5MHz～10000MHz		〔第1表 略〕		第2表 27.5MHz～10000MHz		〔第1表 同左〕	
〔略〕		国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)		周波数の使用に関する条件 (6)	
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
5850-5888 J40	固定 移動	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	〔同左〕	〔同左〕
5888-5925	固定 移動	電気通信業務用 放送事業用 公共業務用 放送事業用 和13年3月31日までに限る。 。	電気通信業務用 放送事業用 公共業務用 放送事業用 和13年3月31日までに限る。 。	電気通信業務用 放送事業用 公共業務用 放送事業用 和13年3月31日までに限る。 。	電気通信業務用 放送事業用 公共業務用 放送事業用 和13年3月31日までに限る。 。	〔同左〕	〔同左〕
		〔略〕	〔第3表 略〕	〔第3表 同左〕	〔第3表 同左〕	〔第3表 同左〕	〔第3表 同左〕
		〔国内周波数分配の脚注 略〕 〔別表1-1～別表11-3 略〕 〔国際周波数分配の脚注 略〕		〔国内周波数分配の脚注 同左〕 〔別表1-1～別表11-3 同左〕 〔国際周波数分配の脚注 同左〕			
趣解	帳目	〔 〕 S記載は注記やも。					